

杉並区組織規則の一部を改正する規則を公布する。

令和 8 年 1 0 月 3 0 日

杉並区長

杉本 聡子

杉並区規則第 1 2 5 号

杉並区組織規則の一部を改正する規則

杉並区組織規則（昭和 5 0 年杉並区規則第 9 号）の一部を次のように改正する。

第 7 条第 1 項子ども家庭部の部児童相談所設置準備課の項を次のように改める。

児童相談運営課

管理係

児童相談総括係

児童相談総括担当係長

第 8 条第 4 項を削り、同条第 5 項中「前項に定めるもののほか、」を削り、同項を同条第 4 項とする。

第 9 条第 3 項中「子ども家庭部及び」を削る。

第 1 3 条スポーツ振興課の部施設管理係の項中第 5 号を削り、第 6 号を第 5 号とし、第 7 号を第 6 号とし、第 8 号を第 7 号とする。

第 1 4 条障害者施策課の部障害福祉サービス係の項中第 6 号を第 7 号とし、第 5 号を第 6 号とし、第 4 号の次に次の 1 号を加える。

（5） 障害児入所支援に係る申請に関すること（他の部に属するものを除く。）。

第 1 4 条障害者施策課の部障害者手当・医療係の項第 8 号中「こと」を「こと（他の部に属するものを除く。）」に改め、同部児童支援係の項第 1 号及び第 2 号中「障害児通所給付費等」を「障害児通所給付費、障害児入所給付費等」に改め、同項第 4 号中「児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の開設」を「障害児通所支援事業者及び障害児入所施設の指定等」に改め、同項中第 5 号を削り、第 6 号を第 5 号とし、第 7 号を第 6 号とし、同部児童発達相談係の項中第 4 号を第 5 号とし、第 3 号を第 4 号とし、第 2 号の次に次の 1 号を加える。

（3） 児童福祉法に基づく障害児入所支援の利用者等への支援に関すること

(他の部、係に属するものを除く。)

第15条管理課の部児童福祉審議会調整担当係長の項第1号中「の設置に関する事務等に係る調整」を削り、同部子ども安全対策担当係長の項第3号中「準備」を「推進」に改め、同項第6号を同項第9号とし、同項第5号中「に関する事務等に係る調整」を「等」に改め、同号を同項第8号とし、同項第4号中「児童養護施設等」を「里親等への委託及び児童養護施設等」に、「事務等に係る調整に関すること(他の課に属するものを除く。)」を「こと」に改め、同号を同項第5号とし、同号の次に次の2号を加える。

(6) 児童自立生活援助の実施に係る徴収金の徴収に関すること。

(7) 児童虐待を行つた保護者に対する指導に係る勧告等に関すること。

第15条管理課の部子ども安全対策担当係長の項第3号の次に次の1号を加える。

(4) 児童相談所の第三者評価に関すること。

第15条児童相談所設置準備課の部を次のように改める。

児童相談運営課

管理係

(1) 課内各係及び児童相談所との連絡調整に関すること。

(2) 児童相談所の予算及び決算に関すること。

(3) 里親等への委託及び児童養護施設等への入所措置に係る徴収金の額の決定に関すること。

(4) 児童自立生活援助の実施に係る徴収金の額の決定に関すること。

(5) 児童養護施設退所者等応援基金に関すること。

(6) 養子縁組及び養子縁組あつせん事業に係る許可に関すること。

(7) 社会的養護自立支援拠点事業に関すること。

(8) 意見表明等支援事業に関すること。

(9) 課内他の係に属さないこと。

児童相談総括係

(1) 児童相談所児童相談運営課児童相談総括係の所掌事務に係る児童相談所との連絡調整に関すること(他の係に属するものを除く。)

(2) 子ども家庭支援課との連絡調整に関すること。

(3) 里親制度の普及啓発並びに里親への研修及び里親の登録に関すること。

児童相談総括担当係長

(1) 区内児童養護施設等との連絡調整に関すること。

(2) 被措置児童等に係る他の地方公共団体が設置する児童相談所との連絡調整に関すること（他の係に属するものを除く。）。

第15条保育課の部保育施設給付係の項第1号中「区立保育所」を「保育施設（区立保育所及び区立小規模保育事業所を除く。）」に改め、同部保育施設認可係の項第2号及び第4号中「に関する事務等に係る調整」を削り、同部指導検査担当係長の項第1号中「特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者」を「保育施設」に改め、同項に次の2号を加える。

(2) 保育施設の設置者等に対する事業停止命令等に関すること。

(3) 認可外保育施設の届出の受理等に関すること。

別表第1中

「(1) 担当部長

名称	担当事務	を
----	------	---

名称	担当事務	に
----	------	---

改め、同表(2)を削る。

別表第2(2)中

子ども家庭部副参事（児童法務準備担当）	を削る。
子ども家庭部副参事（児童相談支援準備担当）	
子ども家庭部副参事（一時保護施設準備担当）	

別表第3子ども家庭部の部に次のように加える。

6 児童相談所 杉並区児童相談所	杉並区阿佐谷南一 丁目14番8号	児童福祉法第12条第3項 の規定により行う児童の福祉に関する事務
---------------------	---------------------	-------------------------------------

附 則

この規則は、令和８年１１月１日から施行する。ただし、第１３条スポーツ振興課の部施設管理係の項の改正規定及び第１５条保育課の部保育施設給付係の項第１号の改正規定は、公布の日から施行する。